

施政方針と議案説明

(施政方針)

令和2年五條市議会第1回定例会の開会にあたり、令和2年度の市政運営の基本方針と主な施策をお示しし、議員各位並びに市民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

はじめに、本年7月24日から開催される東京2020（ニーゼロ・ニーゼロ）オリンピックの聖火リレーについてご報告申し上げます。

当該聖火リレーは、3月26日の福島県を皮切りに、全国858の市区町村で開催されますが、奈良県は、4月12日から2日間の日程となっており、五條市では、初日の第1区間として、シダーアリーナから大和二見駅までの約2キロメートルで聖火がつながれることとなっております。

現在、奈良県聖火リレー実行委員会において、着々とその準備が進められておりますが、本市といたしましても、多くの市民の皆様がオリンピック・パラリンピックをより身近に感じ、心の記憶、レガシーとしていただけるよう県実行委員会の一翼として取り組んでまいりますので、開催当日は多くの皆様が沿道において聖火ランナーの雄姿をご覧いただき、あわせて温かいご声援を賜りますようお願いいたします。

それでは、各部の主な施策について、市長公室からご説明申し上げます。

はじめに、会計年度任用職員制度についてであります。

令和2年度から、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、臨時職員等の任用や服務などに関する統一的な枠組みとして、会計年度任用職員制度が適用される運びとなっております。

本市では、当該制度の導入にあたり、昨年12月の市議会定例会において関係条

例のご議決をいただいておりますが、処遇改善や一般職の職員との業務目標の共有などにより、臨時職員の仕事に対する意欲が高まるとともに、市全体の組織力が向上するものと考えております。

今後は、一般職を含め、当該制度により任用する職員を適切に配置したうえでより効果的な事務の執行体制を構築し、市民サービスの更なる向上につなげてまいります。

次に、五條市ビジョンについてであります。

当該計画は、総合計画、地方創生総合戦略、国土強靱化地域計画をひとつにまとめ、10か年にわたる本市の最上位計画として策定したものであります。

また、当該計画の策定にあたっては、本市の概況や社会動向、市民ニーズなどを把握し、今後、本市が目指すべき将来像を定め、政策課題に対応した五つの基本理念を設定いたしました。

令和2年度以降は、当該計画を本市の羅針盤として、予算編成をはじめ、各種の施策を推進してまいります。

次に、地域公共交通についてであります。

地域公共交通の利便性向上と利用促進のため、一部路線において、自由乗降の導入をはじめ、コミュニティバス五條コースにおいて、交通系ICカードを利用可能とするなど、より多くの皆様に効率的に利用していただけるよう、順次、改善に取り組んでおります。

令和2年度の取組といたしましては、1日フリー乗車券の運用開始を目指すほか、新庁舎の運用開始を見据えた地域公共交通網の構築にむけ、重点的に検討を進めてまいります。

続きまして、危機統括室について申し上げます。

はじめに、防災・減災についてであります。

現在、アナログ方式で運用を行っております大塔地区の防災行政無線につきまし

ては、関係法令の改正に伴い、アナログ方式での使用ができなくなるため、デジタル化を本年度に引き続き行ってまいります。

また、奈良県が丹生川の浸水想定区域の見直しを行ったことに伴い、丹生川流域のハザードマップを作成し、市民の皆様に周知してまいります。

次に、陸上自衛隊駐屯地誘致事業についてであります。

昨年11月に県知事とともに高橋防衛事務次官並びに竹本陸上幕僚副長に政府要望を行うとともに、県南部陸上自衛隊駐屯地誘致推進協議会としても、鈴木整備計画局長などに要望活動を行った結果、令和2年度の政府予算案に自衛隊の展開基盤確保に係る経費として本年度同様に約2百万円が計上されております。

当面は、県の大規模広域防災拠点の整備やそのアクセス道路の調査に協力するとともに、地元のご理解を得つつ、駐屯地の誘致実現を図るべく活動を強化してまいります。

次に、消防団活動についてであります。

令和2年度において、団員の消防技術向上と士気の高揚を図るため、奈良県消防操法大会への参加を行うとともに、団員の知識向上と技術習得のため、各種訓練や研修会へ積極的に参加してまいります。

続きまして、すこやか市民部について申し上げます。

はじめに、感染症対策についてであります。

ご存じのとおり、昨年12月以降、中国武漢市において、新型コロナウイルス感染症に関連した肺炎の発生が報告され、その後、中国を中心に我が国など世界各国から感染事案が報告されたところであります。

また、本年1月下旬には、奈良県内においても当該感染症発症の事案が報告されたことをうけ、速やかに本市感染症対策本部を立ち上げ、市内の学校や保育所、幼稚園にマスクを配布するとともに、防災行政無線や市ホームページ、コミュニティFM放送、自治会への回覧などを通じ、手洗いの励行や体調管理の必要性など、感

染予防の対策について市民の皆様へ周知を行ったところであります。

今後は、県の関係機関と連携を強化し、市民の皆様との情報共有を図るとともに、当該感染症の動向に注視してまいりたいと考えております。

次に、マイナンバーカードの普及促進についてであります。

当該制度は、役所での行政手続などを効率化することにより、国民の利便性を高めるとともに、公平で公正な社会の実現を目的にスタートしており、カードの交付開始からすでに約4年が経過いたしました。

なお、令和3年3月以降においては、カードの健康保険証としての利用が予定されているなど、更なる利便性の向上が見込まれることから、カード取得の申請サポート体制を一層強化するなど、引き続き、普及促進に取り組んでまいります。

次に、国民健康保険事業についてであります。

令和6年度に予定されております保険税率の県内統一化にむけ、計画的かつ段階的に保険税率の改定を行うため、昨年12月の市議会定例会において、関係条例の一部改正についてご議決をいただき、本条例の規定に基づき、新年度当初予算案に改定税額を計上いたしました。

次に、人権啓発の推進についてであります。

私たちの身近に存在する人権問題を一人ひとりが認識し、お互いに人の尊厳を尊重することの必要性を十分理解し、人権意識の向上につなげていくよう人権・同和問題に関する啓発推進事業を推進するとともに、毎月11日の人権を確かめあう日には、本年度に引き続き、市内での各種啓発活動に取り組んでまいります。

また、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現を目指してまいります。

次に、五條市応急診療所の運営についてであります。

当該診療所では、全国的な医師不足の影響などにより、従前から小児科の専門医師の確保が困難な状況が続いてまいりましたが、本年1月から小児科専門医師の勤務が可能となり、毎日曜日には、内科並びに小児科医師の2診療体制での診療とな

っております。

今後も、当該体制を継続するとともに、診療所運営の更なる充実に努めてまいります。

続きまして、あんしん福祉部について申し上げます。

はじめに、民生児童委員の委嘱についてであります。

昨年12月7日、厚生労働大臣から民生児童委員の委嘱を受けられた122名の方々に対し委嘱状の伝達を行ったところであります。

ご存じのとおり、民生児童委員の皆様は、地域の身近な相談役として、高齢者や障害のある方、さらに、子育てや介護をされている方などへの支援活動や、行政や専門機関とのパイプ役を担っていただくものでありますが、新たな委員となられた方々には、今後3か年にわたり、こうした活動に取り組んでいただくこととなっております。

なお、本市における地域福祉の更なる充実のため、民生児童委員の方々による今後の活動に対し、市民の皆様のご理解とご支援をお願いするものであります。

次に、高齢者施策についてであります。

昨今、高齢ドライバーによる自動車事故が社会問題化していることをうけ、令和2年度から運転免許を自主返納し、運転経歴証明書の交付を受けた65歳以上の方々に対し、市のコミュニティバスやデマンドタクシーで使える回数乗車券を交付する事業を新たに実施してまいります。

また、当該事業の実施にあたっては、警察当局との協力が不可欠なことから、去る1月27日、奈良県警察本部と高齢者運転免許自主返納等支援事業に関する協定を締結いたしました。

次に、学童保育の運営についてであります。

先般から、令和2年度の学童保育利用者の募集を行ったところ、利用希望者が多数となり、現行の学童保育所で受け入れることが困難となったことから、令和2年

度の1年間に限り、現阪合部保育所を学童保育所として活用し希望者全員の受け入れを行うため、本定例会に關係条例案を提出いたしております。

また、令和3年度からは、五條市学校適正化基本計画に基づき、野原小学校、阪合部小学校、さらに、西吉野小学校の統合後の小学校に新たな学童保育所を設置する予定といたしております。

これまで阪合部保育所では、自然とのふれあいや地域との交流を深め、一人ひとりを大切にする仲間づくりをめざし、子どもたちに寄り添った保育を実施してまいりましたが、少子化による児童数の減少などにより、本年3月末をもって休所することといたしました。

阪合部地区の皆様をはじめ、これまで当該保育所の運営に多大なご協力をいただきました関係各位に心から感謝を申し上げますとともに、引き続き、学童保育所の運営に温かいご支援をお願いするものであります。

次に、第2期子ども・子育て支援事業計画の策定についてであります。

平成30年度から取り組んでまいりました第2期子ども・子育て支援事業計画の策定につきましては、市民の皆様から広くご意見をいただくパブリックコメントを経て、本年3月末での完了を予定いたしております。

なお、令和2年度から、当該事業計画に基づき、子育て支援にかかる各種施策を効果的に推進してまいります。

次に、花咲寮建設事業についてであります。

当該事業については、当初の工程のとおり、今月中旬に完成引き渡しを受ける運びとなっております。

その後、備品の搬入や機器設備の操作方法などを確認したうえ、竣工式を4月中旬に執り行い、入所者の引越等が完了した後、5月中旬の開所を予定いたしております。

続きまして、産業環境部について申し上げます。

はじめに、ごみの減量化並びに再資源化対策についてであります。

昨年7月に開所いたしましたエコ・リレーセンターごじょうについては、関係各位のご理解とご協力のもと、順調に運営を行っております。

ご存じのとおり、ごみの減量化並びに再資源化は、現在、地球環境規模での課題となっており、2015年に国連サミットにおいて採択されておりますSDGs（エスディジイズ：持続可能な開発目標）においても、その重要性が指摘されているところでもあります。

このことから、市民の皆様のご理解とご協力のもと、また、近隣自治体とも連携を図りながら、当該センターにおいて、ごみの減量化並びに再資源化に向けた取組を強化してまいります。

また、みどり園の跡地整備については、効果的な利活用などについて、引き続き検討を進めてまいります。

次に、特産物の普及促進についてであります。

本市特産の柿の消費拡大については、各地で開催される物産展や大都市圏の市場などにおいて、積極的にトップセールスに努めてまいります。

また、好評をいただいておりますジビエ商品についても、新商品の研究や新たな販路の開拓に取り組んでまいります。

次に、農林産物の鳥獣被害防止対策についてであります。

従前から、農林産物の有害鳥獣による被害を減少させるため、市民の皆様のご要望に基づき、適切な防護柵の設置による自己防衛と捕獲檻などによる駆除に努めております。

なお、防護柵については、本年度末をもって設置済の延長が約602キロメートルとなっておりますが、今後も、国の補助金を有効に活用しながら、防護柵の設置を推進するなど、計画的に当該被害の抑制に努めてまいります。

次に、企業の誘致並びに支援についてであります。

現在、企業誘致を進めております南大和テクノタウンにおいては、本年度末での

残区画は5区画となる見込みですが、京奈和自動車道の開通など本市における立地の優位性についてあらゆる機会を通じて企業等にPRするなど、県や関係機関と連携しながら誘致活動を進めてまいります。

また、新規創業者への資金融資に対する利子補給をはじめ、本市独自の支援策についても、本年度に引き続き実施してまいります。

次に、観光の振興についてであります。

豊かな自然環境や先人から受け継いだ歴史的遺産など、本市の持つ観光資源を広く発信することにより、更なる誘客促進に努めてまいります。

なお、令和2年度においては、新たな観光資源の掘り起こしを行うため、市内の様々な歴史遺産を巡るバスツアーなどを予定いたしております。

続きまして、都市整備部について申し上げます。

はじめに、新庁舎建設事業についてであります。

昨年の11月から、庁舎棟の建築工事に着手いたしておりますが、現在は建屋免振層の整備工程に入っております。

また、令和2年度は、庁舎躯体の完了を目途に各種の工程を進めますが、(仮称)にぎわい棟の整備についても、当該躯体工事と並行して取り組んでまいります。

なお、事業広報として新庁舎建設だよりを随時発行し、市民の皆様へ建設スケジュールや工事の進捗状況などの情報提供を行ってまいります。

次に、地籍調査事業についてであります。

地籍調査は、その成果が土地取引や公共事業の円滑化、さらに、災害復旧の迅速化及びまちづくりの円滑な実施等に役立つものであります。

今後も、国や県の指導に基づき、計画的に当該事業を推進してまいります。

次に、下水道事業についてであります。

生活環境の改善と公衆衛生の向上並びに公共用水域の水質保全に資することを目的に各種事業を進めているところであり、公共下水道工事については国庫補助金を

活用し順次工事を進めてまいります。

今後も、狭あいな道路や低位置にある住宅地域での整備を推進するため、効率的な計画を立て下水道の普及に取り組んでまいります。

続きまして、西吉野支所について申し上げます。

平成28年度から地方創生推進事業の一環として取組を進めてまいりました五新線活用事業につきましては、本年度の衣笠及び大日川トンネル補修工事をもって完了いたしております。

ご存じのとおり、未成線を観光事業などに生かす取組は、全国の関係自治体より報告されておりますが、本市におきましても、きすみ館の改修事業などとあわせ、地元自治会やNPO団体等と連携しながら、先人が残された貴重な遺構を効果的に活用し、西吉野地域の活性化に取り組んでまいります。

続きまして、大塔支所について申し上げます。

従前から、廃校となっております旧大塔小中学校の校舎を地域福祉の拠点とすべく準備を進めてまいりましたが、本年5月に社会福祉事業団を設立し、新たな取組を開始いたします。

今後は、当該施設を地域コミュニティの拠点などとして整備することについて検討を行ってまいります。

続きまして、教育委員会について申し上げます。

はじめに、学校適正化についてであります。

ご存じのとおり、五條市学校適正化基本計画に基づき、本年4月に3中学校が統合し、新生五條中学校が、また、2小学校が統合し、五條東小学校がそれぞれ開校いたします。

令和2年度は、令和3年度以降の統合に向け、学校統合協議会における協議を継

続するとともに、新たな学校として利用する校舎の改修を行うなど当該計画の具現化に取り組んでまいります。

また、幼保一体化の推進につきましては、五條市立認定こども園整備基本計画に基づき、認定こども園のカリキュラム策定に向けた協議を進めるとともに園舎の整備を行うなど、学校適正化と合わせ、0歳から15歳までの切れ目のない「育ち・教育」を推進してまいります。

次に、賀名生分校魅力化推進事業についてであります。

現在、地域との協働により後継者を育てる学校、さらに、地域農業の実践的な知識や技術が体得できる新カリキュラムによる学校として、広く全国に入学生を募集するなど、新たな教育システムを展開いたしております。

また、令和2年度においては、実学重視の指導や全国募集について、当該PR活動をより一層推進するとともに、同校の本校化に関する取組を進めてまいります。

次に、学校教育についてであります。

本年度において、小学校6年生と中学校3年生を対象として実施した全国学力・学習状況調査の結果を基に、市内の各小・中学校では、よりわかりやすい授業の構築に向けた研修や家庭学習の習慣化など、児童や生徒の実態を踏まえた具体的な取組を進めてまいります。

また、当該調査結果を分析することで、これまでの成果と今後の課題を改めて検証し、児童や生徒の社会を生き抜く力を育む学校力づくりを一層推進してまいります。

さらに、ふるさと学習の推進を図るため、五條学の活用をはじめ、小学生かるた大会の開催などを通して、五條の良さを学ぶとともに、ふるさとを愛する心を育ててまいります。

次に、生涯学習についてであります。

本年度策定中の第2期五條市生涯学習推進計画に基づき、一人ひとりが豊かな人生を送ることができる持続可能な社会づくりや、次代の地域社会を支える人づくり

をめざして各種の施策を推進してまいります。

また、学校と地域社会が一体となり、地域総がかりで子どもたちの良き大人への成長をめざすコミュニティ・スクールをはじめ、学校・地域パートナーシップ事業などの一層の充実を図り、学校を核とした地域力の向上に努めてまいります。

次に、文化財保護についてであります。

先人が本市に残してくれた数多くの文化や歴史遺産を正確に調査・記録し、市民の皆様に紹介するとともに、後世にその記録を継承するため、本年度に引き続き、五條市史編纂事業に取り組んでまいります。

また、国の重要伝統的建造物群保存地区の選定から、本年で10年目を迎える五條新町の町並保存整備事業についても、その成果を市の内外に発信するなど事業の一層の進捗を図ってまいります。

次に、青少年健全育成についてであります。

心豊かでたくましい活力ある青少年を育成することを目的として、家庭、学校、警察、地域と連携し、青少年の健全育成と非行化防止の意識や実践の高揚のため、各種の施策を進めてまいります。

また、今後の教育課題としての不登校児童・生徒への対応につきましては、適応指導教室「くすのき教室」への入室を促すなど、学校や家庭と連携し、学校に早期に復帰できるよう、具体的な取組を進めてまいります。

さらに、いじめ等の対策につきましては、いじめアンケートの結果をふまえ、各学校と連携して、その実態把握に努め、個々の児童・生徒への適切な対応を図るため、子どもサポートセンターに配置されているカウンセラーによるカウンセリング事業の充実等に努めてまいります。

続きまして、水道局について申し上げます。

まず、上水道地域につきましては、引き続き老朽管更新事業に注力するとともに、小島浄水場の耐震化整備事業を実施してまいります。

また、簡易水道地域につきましては、水道未普及地域の整備を進め、施設を統廃合しつつ、経営の合理化と飲料水の安定供給を図ってまいります。

さらに、県域水道一体化につきましては、奈良県水道局と県下28水道事業体による事業統合に向けた検討を進めており、令和3年度までの覚書締結を当面の目標といたしております。

施政方針は、以上であります。

(令和2年度当初予算)

続きまして、令和2年度の当初予算の概要について申し上げます。

ご案内のとおり、新年度予算につきましては、普通交付税が逡減するなど現下の厳しい財政状況に鑑み、新規事業については極力抑制を図ることとしながらも、国や県の補助制度をはじめ、過疎対策事業債や合併特例債など有利な財源を活用した予算編成を前提に、これまで推進してきた施策との一貫性と継続性により、新庁舎建設や認定こども園、学校適正化事業などの大型事業の計上、さらには本市の将来を見据えながら、五條市ビジョンがめざす子どもを育てたいまち、安心して定住できるまち、地域資源を活かした産業のまち、南部地域の交流拠点となるまち、さらに、すべての人が社会参加するまちの五つのまちづくりのビジョンにつながる施策について予算の配分を行ったところであります。

以上のような方針により編成いたしました新年度一般会計における予算総額は21億8千万円となったところであります。

主な事業といたしましては、庁舎本体建設工事が本格化いたします新庁舎建設事業や将来の本市の子育て支援の中核となる認定こども園、学童保育所の整備や学校適正化事業などの大型事業に引き続き取り組んでまいります。

また、広域行政に資する奈良県広域消防組合や南和広域医療企業団をはじめ、やまと広域環境衛生事務組合への負担金や地域公共交通の充実に要する経費なども前年度に引き続き予算化をいたしました。

次に、歳入について申し上げます。

まず、市税につきましては、約32億9,300万円を、地方交付税につきましては、国の地方財政計画を勘案し、前年度比2億5千万円増の73億8千万円の計上としております。

また、国庫支出金は市道の新設改良費などを見込み、約19億3,000万円、県支出金は新庁舎建設に係る県負担金などを見込み、約22億5,500万円を計上いたしております。

さらに、市債につきましては、新庁舎建設事業、認定こども園整備事業などにより、前年度比約2億7,200万円増の約44億8,000万円の計上としておりますが、前述のとおり、過疎対策事業債や合併特例債など、交付税措置の伴う有利なものとなっております。

次に、国民健康保険特別会計予算についてであります。

県が財政運営の責任主体となり、安定的な保険財政運営や効率的な事業の確保等を推進するなか、本市は、引き続き、資格管理、保険給付、保険税の賦課、徴収、保健事業等、地域におけるきめ細かな事業にかかる経費を計上し、国保事業の円滑な運営を図るための予算を編成した次第であります。

次に、墓地事業特別会計についてであります。

市営墓地の適切な管理運営など、年間を通じた円滑な墓地運営を図るための予算を編成した次第であります。

次に、介護保険特別会計予算についてであります。

3年を1期とした介護保険事業計画における最終年で、その計画内容に基づいて、自立支援・重度化防止に向けて介護保険給付の適正化を図り、介護給付事業地域支援事業の円滑な運営に加え、次期介護保険事業計画策定のための予算を編成した次第であります。

次に、大塔診療所特別会計予算についてであります。

医師の確保及び施設の維持管理を継続して行い、必要な医療を市民に提供できる

よう、へき地医療の充実を目指し予算を編成した次第であります。

次に、農業集落排水事業特別会計予算についてであります。

西吉野町滝地区における水洗化による生活環境の改善とともに、丹生川等公共用水域の水質環境保全を目的とした下水道事業の適切な管理運営を図るための予算を編成した次第であります。

次に、後期高齢者医療特別会計予算についてであります。

2年毎の保険料率の改正に基づく保険料額を計上するとともに、奈良県後期高齢者医療広域連合の運営に要する費用、市町村の事務である保険料の徴収、療養費請求等の受付窓口事務費及び健康診査を行うための経費等を計上し、後期高齢者医療制度の円滑な運営を図るための予算を編成した次第であります。

次に、下水道事業会計についてであります。

市民の健康で快適な生活環境の向上に向け、事業の効率化を図るとともに持続的な下水道事業経営を実施するための予算を編成した次第であります。

まず、収益的収支につきましては、老朽管渠等の調査を目的としたテレビカメラ調査の実施、奈良県吉野川流域下水道事業と連動した不明水の調査、また将来にわたってサービスの提供を安定的に継続することが可能となるように中長期的な基本計画である経営戦略の策定等、下水道施設の維持管理や適切な経営を行うための予算を計上いたしました。

資本的収支につきましては、建設改良費として、整備区域の拡大に向け、公共下水道未整備区域における設計業務委託料及び公共下水道新設工事請負費など、公共下水道の普及のための事業費を計上した次第であります。

次に、水道事業会計についてであります。

市直営の簡易水道事業を上水道事業下で整備しつつ、市民生活に欠くことのできない、水質基準に適合した良質な水の安定供給を図るための予算を編成した次第であります。

まず、収益的収支につきましては、給水量が依然として減少傾向にあるため、事

務事業の効率化及び諸経費の節減に努めながらサービスの低下を招くことのないよう事業量に対応した予算を計上いたしました。

また、資本的収支につきましては、建設改良費として老朽管の布設替事業、下水道整備事業関連の配水管移設事業、耐震化整備事業、さらに、宗楡上地区及び白銀南地区の各統合簡易水道設備事業にかかる費用など旧簡易水道事業施設関連増強のための事業費を計上した次第であります。

予算の概要については、以上であります。

(提出議案)

続きまして、本定例会に提出いたしました諸議案についてご説明申し上げます。

まず、報第1号 令和2年度五條市土地開発公社の事業計画、予算及び資金計画の報告並びに報第2号 令和2年度一般財団法人大塔ふる里センターの事業計画及び予算の報告につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告するものであります。

次に、議第1号 五條市立阪合部学童保育所条例の制定につきましては、学童保育利用児童の増加に対応するため、本条例を制定するものであります。

次に、議第2号 五條市一般廃棄物等処理手数料及び五條市斎場使用料審議会条例の制定につきましては、本市の公正妥当な一般廃棄物等処理手数料及び五條市斎場使用料を検討することを目的とした、五條市一般廃棄物等処理手数料及び五條市斎場使用料審議会を設置するため、本条例を制定するものであります。

次に、議第3号 五條市大塔ライフハウス条例の制定につきましては、五條市大塔ライフハウスの設置及び管理に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定するものであります。

次に、議第4号 五條市固定資産評価審査委員会条例の一部改正につきましては、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に伴う文言の整理を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第 5 号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正につきましては、地方自治法及び地方公務員法の一部改正に伴い、会計年度任用職員に関する規定の整備を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第 6 号 特別職の職員で非常勤のもの報酬、費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、校医師、校歯科医師及び薬剤師の報酬の額を改定するため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第 7 号 五條市道路占用料に関する条例等の一部改正につきましては、道路法施行令等の一部改正に準じた占用料等の改定を行うため、本条例等の一部を改正するものであります。

次に、議第 8 号 五條市立学校設置条例の一部改正につきましては、五條市立奈良県立五條高等学校賀名生分校を現在の県立五條高等学校の分校としての位置づけから独立させ、新たに市立の農業高校として設置するため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第 9 号 五條市立奈良県立五條高等学校賀名生分校の生徒の家族向け定住促進住宅設置条例の一部改正につきましては、民法の一部改正に伴う規定の整備を行う等五條市営住宅条例の規定との整合を図るため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第 10 号 五條市大塔郷土館条例の一部改正につきましては、教育委員会から市長へ所管替えを行うため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第 11 号 五條市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、学校教育法の一部改正に伴う規定の整備を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第 12 号 五條市立養護老人ホーム設置条例の一部改正につきましては、新施設への移転に伴い、施設の位置及び入所定員が変更となるため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第13号 五條市印鑑条例の一部改正につきましては、住民基本台帳法施行令の一部改正、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の公布等に伴う規定の整備を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第14号 五條市県営土地改良事業分担金徴収条例の一部改正につきましては、土地改良法の一部改正に伴う規定の整備を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第15号 五條市都市公園条例の一部改正につきましては、五條中央公園物販施設竣工に伴う規定の整備を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第16号 五條市営住宅条例等の一部改正につきましては、民法の一部改正に伴う規定の整備を行うため、本条例等の一部を改正するものであります。

次に、議第17号 五條市下水道事業の設置等に関する条例及び五條市水道事業の設置等に関する条例の一部改正につきましては、地方自治法の一部改正に伴う引用条文の整理を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第18号 五條市下水道条例の一部改正につきましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴い、成年被後見人等に係る欠格条項を見直すため及び文言の整理を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第19号 五條市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正につきましては、学校教育法等の一部改正に伴う規定の整備を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第20号 調停の申立てにつきましては、五條市クリーン・オアシス建設に伴う周辺環境整備費用負担を求めるため、調停を申し立てるものであります。

次に、議第21号 令和元年度五條市一般会計補正予算（第7号）議定につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ3億8,808万9千円を追加し、総額2

22億9,422万5千円とするものであり、これらの財源につきましては、国庫支出金等を見込みまして、補正予算を編成した次第であります。

次に、議第22号 令和元年度五條市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）議定につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ162万2千円を追加し、総額41億9,292万2千円とするものであり、これらの財源につきましては、繰越金を見込みまして、補正予算を編成した次第であります。

次に、議第23号 令和元年度五條市介護保険特別会計補正予算（第3号）議定につきましては、歳出予算の更正を行うもので、歳入歳出予算総額に増減はございません。

次に、議第24号 令和2年度五條市一般会計予算議定につきましては、予算総額221億8,000万円で、前年度比8億7,910万円の増額となっております。

次に、議第25号 令和2年度五條市国民健康保険特別会計予算議定につきましては、予算総額40億1,480万円で、前年度比1億7,650万円の減額となっております。

次に、議第26号 令和2年度五條市墓地事業特別会計予算議定につきましては、予算総額250万円で、前年度比10万円の減額となっております。

次に、議第27号 令和2年度五條市介護保険特別会計予算議定につきましては、予算総額41億4,040万円で、前年度比4,970万円の増額となっております。

次に、議第28号 令和2年度五條市大塔診療所特別会計予算議定につきましては、予算総額4,800万円で、前年度比640万円の増額となっております。

次に、議第29号 令和2年度五條市農業集落排水事業特別会計予算議定につきましては、予算総額1,090万円で、前年度比820万円の増額となっております。

次に、議第30号 令和2年度五條市後期高齢者医療特別会計予算議定につつま

しては、予算総額4億9,810万円で、前年度比2,680万円の増額となっております。

次に、議第31号 令和2年度五條市下水道事業会計予算議定につきましては、収益的収支では、下水道事業収益7億8,784万9千円に対し、下水道事業費用7億7,994万8千円で、当年度790万1千円の税込み純利益を見込んだ次第であります。

また、資本的収支では、資本的収入4億9,638万6千円に対し、資本的支出8億400万5千円であります。

なお、資本的収支不足額3億761万9千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び当年度分損益勘定留保資金で補てんする予定であります。

次に、議第32号 令和2年度五條市水道事業会計予算議定につきましては、収益的収支では、水道事業収益12億407万7千円に対し、水道事業費用11億9,693万3千円で、当年度714万4千円の税込み純利益、57万3千円の税抜き純利益を見込んだ次第であります。

また、資本的収支では、資本的収入5億8,058万3千円に対し、資本的支出10億6,680万9千円であります。

なお、資本的収支不足額4億8,622万6千円は、過年度分及び当年度分損益勘定留保資金等で補てんする予定であります。

次に、推第1号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることにつきましては、中村敏郎委員の任期が令和2年6月30日をもって満了するため、その後任の候補者推薦について議会の意見を求めるものであります。

以上が、この度提出いたしました諸議案の概要であります。